

○胎内市新型コロナウイルス感染症対策第3次融資利子補給金交付要綱

令和4年6月30日

告示第93号

改正 令和4年9月30日告示第119号

令和4年9月30日告示第126号

令和5年1月10日告示第11号

令和5年1月31日告示第10号

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰等の影響により経営に支障が生じている市内の中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)の経営の安定及び発展を図るために、予算の範囲内において利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、胎内市補助金等交付規則(平成20年規則第1号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補給対象融資)

第2条 利子補給金の対象となる融資制度は、次のとおりとする。

- (1) 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付(以下「日本公庫特別貸付」という。)
- (2) 日本政策金融公庫の生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付(以下「日本公庫生活衛生特別貸付」という。)
- (3) 日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資(新型コロナウイルス対策枠に限る。以下「マル経」という。)
- (4) 令和3年4月1日に施行された新潟県セーフティネット資金融資要綱の一部を改正する要綱による改正前の新潟県セーフティネット資金融資要綱(以下「旧県要綱」という。)第7条第2項の表7の項の規定に基づく融資(以下「旧特別融資」という。)
- (5) 新潟県セーフティネット資金融資要綱第7条第2項の表7の項の規定に基づく融資(以下「特別融資」という。)
- (6) 旧県要綱第7条第2項の表8の項の規定に基づく融資(以下「旧伴走支援」とい

う。)

(7) 新潟県セーフティネット資金融資要綱第7条第2項の表8の項の規定に基づく融資（以下「伴走支援」という。）

(補給対象者)

第3条 この利子補給金の交付の対象となる者は、市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 令和4年3月1日から令和5年3月31日までの間に日本公庫特別貸付、日本公庫生活衛生特別貸付又はマル経により金融機関から貸付けを受け、当該融資に係る利子を支払っていること。

イ 令和4年3月1日から同月31日までの間に旧特別融資又は旧伴走支援により金融機関から貸付けを受け、当該融資に係る利子を支払っていること。

ウ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に特別融資又は伴走支援により金融機関から貸付けを受け、当該融資に係る利子を支払っていること。

(2) 日本公庫特別貸付、日本公庫生活衛生特別貸付又はマル経により金融機関から貸付けを受けている者にあつては、国からの利子補給を受けていること。ただし、令和4年10月1日以降に当該貸付けを受けた者にあつては、この限りでない。

(3) 第6条の規定による申請の時点において、市税を滞納（徴収の猶予を受けている場合を除く。）していないこと。

(交付対象期間)

第4条 この利子補給金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、第2条各号に掲げる融資制度による融資実行日（以下「融資実行日」という。）から起算して3年を経過した日から同日から起算して1年を経過する日まで及び融資実行日から起算して4年を経過した日から同日から起算して1年を経過する日まで（以下「融資実行日から4年目及び5年目」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、利子補給金の交付対象期間において次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日の属する月を利子補給金の交付対象期間の終期とする。

(1) 本社又は主たる事業所を市外に移転した場合 移転した日

- (2) 償還期限を繰り上げて償還を完了した場合 償還を完了した日
  - (3) 償還を怠った場合 約定に従い償還をした最後の日
  - (4) 事業を休止又は廃止した場合 休止又は廃止した日
- (利子補給金の額)

第5条 この利子補給金の交付の対象となる借入額の上限は、次の各号に掲げる融資の種類に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 日本公庫特別貸付 6,000万円
- (2) 日本公庫生活衛生特別貸付 6,000万円
- (3) マル経 1,000万円
- (4) 旧特別融資 5,000万円
- (5) 特別融資 5,000万円
- (6) 旧伴走支援 4,000万円
- (7) 伴走支援 1億円

2 この利子補給金の額は、融資実行日から4年目及び5年目にそれぞれ金融機関に支払った利子額（償還の遅延に係る利子支払額を除く。）に0.9パーセントを乗じ、貸付けを受けている融資制度の融資利率で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第6条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期日までに、胎内市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に融資の償還予定表の写しを添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該申請者において、やむを得ない事情があると認めるときは、市長が別に定める日を当該申請期限とすることができる。

- (1) 融資実行日が令和4年3月1日から同年6月30日までの場合 令和4年8月31日
- (2) 融資実行日が令和4年7月1日から同年10月31日までの場合 令和4年12月28日
- (3) 融資実行日が令和4年11月1日から令和5年3月31日までの場合 令和5年3月31日

(交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、利子補給金の交付決定を行い、胎内市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第8条 申請者は、申請書の内容に変更が生じた場合は、胎内市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給金変更申請書（様式第3号）に、変更内容が確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、変更後の交付申請額が変更前の交付決定額より増額とならない場合を除く。

（実績報告）

第9条 第7条に規定する利子補給金の交付決定通知を受けた者は、融資実行日から4年目及び5年目それぞれの1年分の利子の支払が完了したときは、その完了した日から30日以内に、胎内市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 支払済利子額が分かる金融機関の証明書又はそれと同等のもの
- (2) 国からの利子補給を受けたことが分かる書類（令和4年9月30日以前に日本公庫特別貸付、日本公庫生活衛生特別貸付又はマル経による貸付けを受けた者に限る。）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、利子補給金の額の確定を行い、胎内市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給金額の確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、胎内市新型コロナウイルス感染症対策融資利子補給金請求書（様式第6号）に利子補給金の振込先が確認できる通帳等の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した時は、受理した日から30日以内に利子補給金を交付するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月30日から施行する。

附 則（令和4年9月30日告示第119号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日告示第126号）

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年1月10日告示第11号）

この告示は、令和5年1月10日から施行する。

附 則（令和5年1月31日告示第10号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。